

PART I 採用・就業規則編

主催：岡崎商工会議所 中小企業相談所

労基法とは、労働者の賃金や労働時間、休暇等の労働条件について、最低限の基準を定めたものです。この基準に満たない就業規則などは無効となり、労働基準法が適用されることとなります。したがって、労働者を雇う側である企業担当者は、十分理解しておく必要があります。

今回、新任総務・人事担当者を対象に、労基法について3回シリーズで説明いたします。第1回目は、『採用・就業規則』を中心とした労基法等を分かりやすくお伝えします。是非この機会にご受講くださるようご案内いたします。

◆ 日 時 平成24年7月26日（木） ◆ 会 場 岡崎商工会議所402会議室
13:30～15:30

◆ 内 容

【採 用】

- ・労働条件の明示
- ・雇入れ通知書（雇用契約書）
- ・労働者名簿

【就業規則】

- ・労使協定との違い
- ・記載すべき事項



【講師プロフィール】

三浦法務事務所 所長 三浦太介氏

特定社会保険労務士・行政書士

神戸大学法学部卒業。中小企業の人事労務相談及び労務管理改善コーチングを中心に提案型社会保険労務士として労働・社会保険の手続きを行う傍ら、各企業から依頼を受け、会社を守る就業規則の作成・労務問題などのリスク管理、改善・助成金を活用した人材育成プランニング・外国人雇用アドバイス（VISA申請）など手がけている。岡崎商工会議所 専門指導員愛知県地域ジョブ・カードサポートセンター コーディネーター

毎回完結型の内容ですが、
PART II < 8月7日(火) > 「労働時間管理編」
PART III < 8月28日(火) > 「賃金・退職&解雇編」と併せてのご受講をオススメいたします！

- ◆ 受講料 4,000円（但し、岡崎商工会議所会員は2,000円）
- ◆ 申込先 岡崎商工会議所 担当：長友・杉浦 TEL：53-6500 FAX：53-0101
- ◆ 振込先 岡崎信用金庫 普 0027917 もしくは 三菱東京UFJ銀行 岡崎支店 普 541451
口座名義：岡崎商工会議所 中小企業相談所 所長 杉浦 昌幸

【お申込み】 FAX：53-0101 岡崎商工会議所 長友行

初めて学ぶ労基法セミナーPART I 「採用・就業規則編」 【7月26日(木)】 申込書

受講者氏名（ふりがな）		労務従事年数		受講者氏名（ふりがな）		労務従事年数	
事業所名				業種			
				従業員数			
連絡担当者名		TEL		FAX			

○ご記入いただいた情報は、岡崎商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用するのをはじめ、講師には参加者名簿として配布します。